

公益社団法人厚木市シルバー人材センター地域班設置要綱

(平成24年4月1日要綱第7号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の地域の会員相互の連帯意識と親睦を基調に、自ら生活する地域に根ざした活動を行うため、地域班の設置と運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 地域班は、概ね公民館を単位に組織する。ただし、会員数、距離等、地域の状況を勘案して編成することができる。

2 地域班の名称は、各地域に相応して名付ける。

3 地域班の中に、必要に応じてグループを設けることができる。

(地域班の活動)

第3条 地域班は、センター役員並びに事務局と密接な連携を保ちながら、概ね次の活動を行う。

(1) 地域内での就業開拓に関する活動。

(2) 地域を主とした活動。

(3) センターの組織運営に関する活動への協力。

(役員)

第4条 地域班に班長及びグループにリーダーを置く。

2 地域班に副班長を置くことができる。

(地域班長の任務)

第5条 地域班長の任務は、次のとおりとする。

(1) 会員についての情報収集及びセンターからの連絡事項の伝達。

センターが組織として取り組む各種活動への協力。

(2) 地域班会議の開催、班会員の親睦・交流及びボランティア等を含めた活動。

(3) センターの目的の周知及び就業機会の拡大等センター事業への協力。

(4) その他地域班活動に必要な事項。

(副班長及びリーダーの任務)

第6条 副班長及びリーダーの任務は、次のとおりとする。

(1) 地域班長に協力及び補佐し、地域班活動を円滑に推進する。

(2) その他グループ活動に必要な事項。

(役員を選任及び任期)

第7条 地域班長は、各班1名とし、地域班会員の互選により選出する。

2 副班長は、各班1名とし、地域班会員の中から選出することができる。

3 リーダーは、各グループ1名とし、グループ会員の互選により選出する。

4 地域班長及び副班長並びにリーダーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の地域班長及び副班長並びにリーダーの任期は、前任者の残任期間とする。
(地域班会議)

第8条 地域班会議は、地域班長が招集し、年2回以上開催する。

(地域活動委員会)

第9条 地域班活動の見直し及び充実並びに情報交換等を行うため、地域班長で構成する地域活動委員会を置く。

2 委員会の委員は、地域班長をもって充て理事長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となり、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行う。

5 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(経費)

第10条 地域班長が、その任務を行うために必要な経費として、予算の範囲内で活動費及び育成費を交付する。

(補則)

第11条 この要綱に定めない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。